破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１２１号
福岡市早良区東入部８丁目８番47号
債務者　株式会社ベトロワン
代表者代表取締役　小林　秀夫
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　恩穂井達也
4　破産債権の届出期間　平成29年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午前10時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４７号
仙台市泉区将監３丁目12番11号
債務者　株式会社オフィスギア
代表者代表取締役　三浦　秀樹
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北爪　賀章
4　破産債権の届出期間　平成29年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後１時35分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
松江市東津田町1413番地２
債務者　マンポー企画株式会社
代表者代表取締役　近藤　廣道
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣澤　　努
4　破産債権の届出期間　平成29年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後１時30分
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１号
東京都八王子市川町621－３
債務者　株式会社ＥＮＡ
代表者代表取締役　西尾　亮博
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜崎　　宏
4　破産債権の届出期間　平成29年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８号
岐阜県本巣市根尾大井602番地の１
債務者　株式会社マルミ建設
代表者代表取締役　道下　直樹
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　　洋
4　破産債権の届出期間　平成29年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月30日午前10時10分
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２４号
岐阜市神田町４丁目16番地
債務者　株式会社クローバー
代表者代表取締役　岩佐　明彦
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　博史
4　破産債権の届出期間　平成29年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月23日午前11時
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２６０号
静岡県富士市五貫島1000番地の１
債務者　有限会社オート・リメイク
代表者代表取締役　坂手　康博
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津島　章利
4　破産債権の届出期間　平成29年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午前10時10分
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３６２号
大阪市浪速区元町１丁目13番７号
債務者　泉物産株式会社
代表者代表取締役　佐野　**隆**司
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　破産債権の届出期間　平成29年４月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月15日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２号
兵庫県加西市北条町北条1181番地
債務者　株式会社光電社
代表者代表取締役　萩原　裕樹
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成29年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所社支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４８号
仙台市泉区将監３丁目12番11号
債務者　三浦　秀樹
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北爪　賀章
4　破産債権の届出期間　平成29年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
福岡県柳川市三橋町蒲船津1030番地１
債務者　江口　彰一
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山扶美香
4　破産債権の届出期間　平成29年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第９号
千葉県木更津市清見台南１丁目18番14号
ヴェルディ清見台Ｂ201
債務者　三宅　舜二
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　友洋
4　破産債権の届出期間　平成29年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１８号
滋賀県草津市野村８丁目５番19―305号　サニーハイツピア、前住所滋賀県湖南市三雲830番地13
債務者　中尾　　勝
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　周平
4　破産債権の届出期間　平成29年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月19日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３号
茨城県龍ケ崎市佐貫３丁目20番地２　202
債務者　永田　眞人
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　祐介
4　破産債権の届出期間　平成29年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係